

「高等学校等就学支援金の支給に関する事務にかかる 特定個人情報保護評価書」の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 28 条及び特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条」の規定には、兵庫県において特定個人情報ファイル*を保有しようとするときは、当該個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報評価書（全項目評価書）を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする、とされています。

文部科学省主導のもと、令和元年度から高等学校等就学支援金事務におけるマイナンバー制度が開始されたことを踏まえ、本県教育委員会においても、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを保有することとなり、「高等学校等就学支援金の支給に関する事務にかかる特定個人情報保護評価書」を作成しました。

* 特定個人情報ファイル：個人番号をその内容に含む個人情報データベース等

1 評価書名

高等学校等就学支援金の支給に関する事務にかかる特定個人情報保護評価書
(全項目評価書)

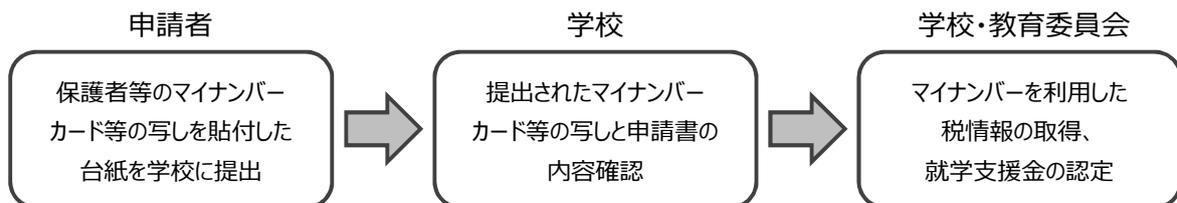
2 評価書の概要

I 基本情報

(1) 事務の名称

高等学校等就学支援金の支給に関する事務

(2) 事務の内容（概要）



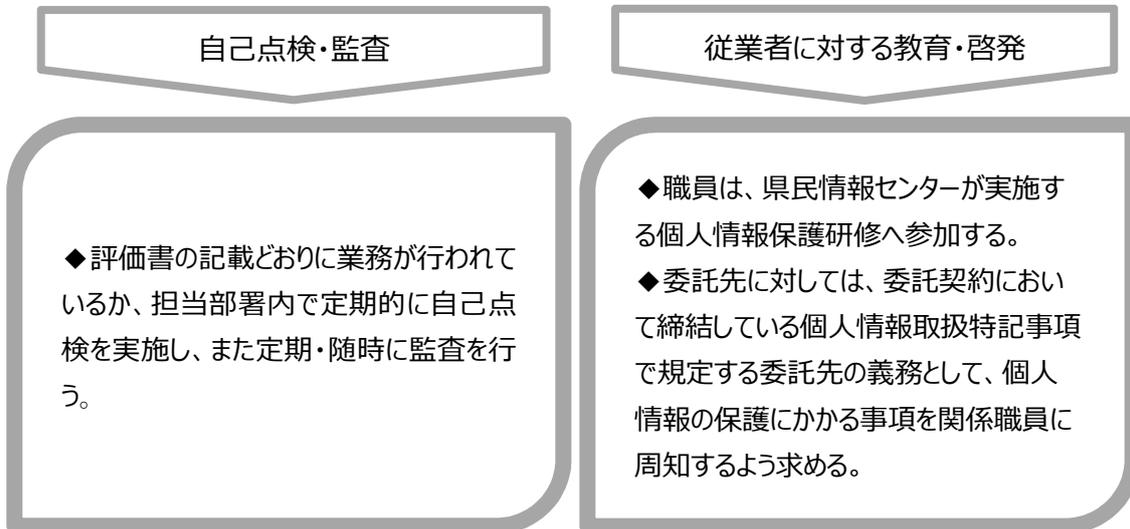
II 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイル名	高等学校等就学支援金支給情報関係ファイル
対象となる本人の数	10 万人以上 100 万人未満
対象となる範囲	高等学校等就学支援金の資格認定にかかる保護者等
記録される項目 (主な記録項目)	個人番号、個人番号対応符号、その他の識別情報（内部番号）、 申請者情報（氏名、生年月日、住所、連絡先）、 地方税関係情報、学校・教育関係情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

入手	対象となる保護者等の個人番号のみを提出させるようにする。 マイナンバー提出様式、提出用封筒を指定し、申請者が不要な情報を記載しないようにする。
使用	番号利用が認められていない職員は利用できない仕組みとし、アクセス管理を行う。
提供	特定個人情報の提供・移転は行わない。
保管	保存期間が経過した特定個人情報は、復元できない方法で削除・廃棄する。

Ⅳ その他のリスク対策



Ⅴ 開示請求、問合せ

教育委員会事務局財務課

神戸市中央区下山手通 5-10-1 078-341-7711

企画県民部管理局文書課県民情報センター

神戸市中央区下山手通 4-16-3 078-341-7711

Ⅵ 評価実施手続

しきい値判断結果により、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務づけられる。